

を下さる。○申さてかのへんげの物をばうつぼ舟にいれて、流されるとぞ聞えし、又應保の比をひ、二條院御在位の御時、ぬえといふけてう、禁中になくて、玄ばく玄んきんをなやまし奉る事有けり、然れば先例にまかせて、頼政をぞ召れける、比は五月二十日あまり、まだ宵の事なるに、ぬえたゞ一こそとづれて、二こそともなかざりけり、めさす共玄らぬやみでは有すがたかたちも見えざりければ、矢つぼをいづく共さだめがたし、頼政が謀に、先大かぶら取てつがひ、ぬえのこゑしたりけるだいりの上へぞい上たる、ぬえかぶらの音に驚て、こくうに玄ばしそひ、めいたる、次にこかぶら取てつがひ、ひいふつといきつて、ぬえとならべて前にぞおとしたる、

〔玉葉〕建暦二年八月七日、今朝女房等申之、此夜半西庭方鶴鳴云々下○下恐誤脱驚令問之、子刻云々即令占形各申之、病事重可然辰巳我歳人可然○病事以下云々、甲乙日可爲物忌云々、又召泰基問可立避哉之否、申強不可然由見、本文不見云々、予故入道殿御時、度々有此事、何有異議哉、申候此上不能左右、早可避他所者、西鄰不宜最近故也、同は遠久可避也、然者今夜外無其日云々、仍且渡能季卿中御門家、若君等具之、明朝可渡他所也、十一日、鶴物忌也、閉門○門下恐誤脱不字令通人、令修仁王講、僧一二口、修旬祓、陰陽師泰光。

〔吾妻鏡三十三〕延應二年元年四月八日壬寅子刻前武州御亭御厩侍鶴鳴、九日癸卯依鶴恠異於前武州公文所被行百怪祭、

〔拾芥抄上本鳥成巣〕怪鳥成巣之時、十日之號丙丁十有二辰之號寅丑十有二月之號病如等十有二歲之號、攝挺格廿有八星之號角亢等於書方假屬懸其上者、鳥成恐去云々、永久三年七月之比、洛中有鶴事、此時仙洞有此沙汰、度支郎并李部小卿被獻勘文怪鳥之間事等也

〔拾芥抄上本鶴鳴時歌〕

ヨミヂ鳥我カキモトニ鳴ツナリ人マデ聞ツユクタマモアラジ